

令和8年3月27日

報道関係者各位

山形県総務部人事課

職員の処分について

本日、下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので、お知らせします。

記

1 交通事案に係る処分

交通法規違反事案

<当事者>

村山総合支庁 一般級職員 (20歳代・男) 減給1/10 2月

<管理監督者>

村山総合支庁 課長級職員 (50歳代・男) 厳重注意

【事案の概要】

令和7年9月、私用のため普通自動車を運転中、福島県白河地内の東北自動車道(下り線)において、法定速度100km/hのところ、146km/hで走行し、運転免許停止の行政処分及び罰金の司法処分を受けた。また、当該事実について所属への所要の報告を怠った。

さらに、令和7年10月に自動車運転免許証を紛失し、再発行を受けるまでの間、免許証不携帯の状態にあることを認識しながら、公務のために公用車を運転した。

2 処分日

令和8年3月27日(金)

問い合わせ先

人事課 課長補佐(人事担当) 平 TEL 023-630-3027
広報監: 総務部次長 伊藤